



島根県報

令和元年11月18日（月）

号外 第 6 8 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県立高等技術校規則の一部を改正する規則

(雇 用 政 策 課) 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県立高等技術校規則の一部を改正する規則（規則第43号）

1 規則の概要

島根県立東部高等技術校普通課程自動車工学科の訓練生定員の改正（別表関係）

改正前	改正後	増減
15人	20人	5人

2 施行期日

令和2年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県立高等技術校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月18日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第43号

島根県立高等技術校規則の一部を改正する規則

島根県立高等技術校規則（昭和45年島根県規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表島根県立東部高等技術校の部普通課程の款自動車工学科の項中「15人」を「20人」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。